

動物行動学研究室では、動物福祉に配慮して、動物と人との関係をより良い形へとしていくための研究をしています。今回は、研究室での取り組みの一部を紹介します。

1 新しい動物介在療法の開発



人は動物と触れ合うことで、ストレスが軽減されたり脳の働きが活性化されることが分かっています。そのような効果を人の治療に活用する「動物介在療法」の新たな手法を開発するため、病院と協力し、ウマやイヌを用いた研究に取り組んでいます。

◀ウマをなでると健康に対するさまざまな効果が期待できます

2 展示動物の飼育環境改善



全国各地の動物園と協力して、多様な動物種それぞれが暮らしやすい環境を整えるための工夫や、それを評価するための手法を確立するための研究に取り組んでいます。

◀動物園でニホンザルの行動を観察

3 動物が持つ特性のさらなる理解



12の研究は、動物が持つ特徴の正しい理解に基づいていることが不可欠です。そのため、ウマの被毛やひづめなどへのストレスの表れ方や、イヌの周囲の環境への注視の向け方など、動物について深く理解するための研究もしています。

◀刺激に対する行動からその動物を深く知ることができます

動物福祉とは

動物の幸福の状態について、科学的にアプローチしていく考え方です。産業動物※1や伴侶動物※2、動物園で飼育されている動物、実験動物など動物に関わるさまざまな場面で採用されている基本的な概念となっています。

※1 ウマ、ウシ、ブタなど人々の暮らしや生活に関わる動物

※2 家庭でペットなどとして飼育される動物

研究を通して分かること

動物は人にさまざまなメリットをもたらしてくれます。動物が持つ能力を最大限に引き出すとともに、動物福祉に配慮した飼育をすることで、動物と人とのより良い関係を実現できます。

あなたの街の

法律相談

～第77回～



市民の皆さんの身近な事柄を取り上げ、法律の面から弁護士が解説します。今回は「任意後見制度」についてです。

問まちづくり支援課 ☎0176-51-6777

Q 前回（第76回※）は成年後見制度についてお聞きしました。専門職（弁護士、司法書士、社会福祉士など）が選任される場合と家族などが選任される場合があり、申立書に成年後見人候補者を記載することもできますが、家庭裁判所が候補者をそのまま成年後見人に選任するとは限らないとのことでした。

これまで本人の生活を支えてきた家族が本人の財産を管理できるようにしたいのですが。

A 任意後見という制度があります。本人と任意後見人候補者が契約を交わしますので、将来、後見人になってもらう人を自由に決めることができます。

Q 契約はどのように交わすのでしょうか。

A 本人に正常な判断能力があるうちに、将来、任意後見人となる人の間で、委任する事務の内容を定めて契約を交わします。委任事務の内容は、自己の生活、療養看護、財産管理などです。本人と任意後見候補者が一緒に公証人役場に行き、公証人に契約書を公正証書で作成してもらいます。任意後見契約締結後、公証人の申請により、任意後見契約の登記がなされます。

Q その後の手続きについて教えてください。

A 本人の事理弁識能力（自己の生活や療養看護、財産管理などについての判断能力）が失われたとの医師の判断がなされた後、任意後見人候補者が家庭裁判所に対して任意後見監督人の選任の申し立てを行います。家庭裁判所は、任意後見人が本人から委任を受けた事務を適正に処理しているかを監督するために、任意後見監督人を選任します。任意後見監督人に選任されるのは後見事務に通じた弁護士などです。

家庭裁判所が任意後見監督人を選任することで任意後見契約の効力が生じ、任意後見人は本人のために契約で委任された事務を開始します。任意後見人は、任意後見監督人に対し、定期的に委任事務の遂行状況を報告する必要があります。

（文責 弁護士 橋本 明広）
弁護士法人青空と大地
☎0176-21-5162